

4 計画の目指す男女共同参画社会のすがた

本計画を推進することにより、次のような社会の実現を目指します。

◆◆ 栃木県が目指す男女共同参画社会のすがた ◆◆

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され

年齢に関係なく、それぞれに個性・能力が発揮でき

互いに責任を分かち合い、協力し、支え合う

心豊かに、希望を持って、いきいきと暮らせる社会

家庭では

- 一人ひとりの人権が尊重され、
- 家族全員が協力しながら家事・子育て・介護などに積極的に関わり、
- 喜びも責任も分かち合い、
- 豊かで充実した家庭を築いています。



地域では

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に基づく慣行やしきたりが見直され、
- 一人ひとりの考え方や人権が尊重され、
- 自治会・防災組織・PTA等地域に根ざした組織・団体における様々な活動の企画や方針決定に参画し、
- 豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。

職場では

- 採用・配置・昇進・賃金などにおいて、男女間格差が解消され、
- 性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、
- 個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、
- ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女が共に働きやすい職場環境の中で、ゆとりと充実感をもっていきいきと働いています。

学校では

- 児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、
- 性別にかかわらず、自分の生き方を社会との関わりの中で考えるような教育が進められ、
- 進学や就職に際しては、個人の意志と適性が尊重された進路選択がなされています。

6 目標設定指標一覧

I 男女共同参画推進の環境づくり

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値
1 固定的な性別役割分担意識「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合 ※1	%	R2(2020)年度 24.9	R7(2025)年度 20.0
2 男性の育児休業取得率 ※2,※3	%	R元(2019)年 8.9 ※3	R7(2025)年 17.0 ※3
3 男女生き生き企業認定企業数 ※4	社	R元(2019)年度末 36	R7(2025)年度末 250

※1 栃木県政世論調査
 ※2 栃木県労働環境調査(常用労働者10人以上の企業が対象)
 ※3 記載年に実施した調査により把握した当該調査前年の男性社員の育児休業取得率
 ※4 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等として県の認定を受けた企業等の記載年度末時点の数

II あらゆる分野における男女共同参画の促進

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値
1 県の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 37.5	R8(2026).4.1 40.0
2 市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 29.1	R8(2026).4.1 35.0
3 とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数 ※6	社	R元(2019)年度末 926	R7(2025)年度末 1,400
4 ①子宮頸がん検診受診率(20歳~69歳) ②乳がん検診受診率(40歳~69歳)(全方式の合計) ※7	%	R元(2019)年度 ①45.9 ②54.7 ※8	R7(2025)年度 ①60.0 ②60.0 ※8

※5 地方自治法第202条の3第1項に基づき設置されている審議会等(法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等(附属機関))における女性の割合
 ※6 女性活躍に向けてオール栃木体制で取り組む「とちぎ女性活躍応援団」の趣旨に賛同し登録した企業・団体の記載年度末時点の数
 ※7 市町が実施している子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率
 ※8 記載年度に実施した調査により把握した当該調査前年度の受診率

III 男女の人権の尊重と暴力の根絶

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値
1 DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校数 ※9	校	R元(2019)年度末 8	R7(2025)年度末 50 ※10
2 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績(※11)があった者の割合	%	R元(2019)年度末 27.7	R7(2025)年度末 46.0

※9 県が講座を実施(委託を含む)した高等学校等の数
 R2(2020)年5月1日現在の県内の高等学校(全日制・定時制・通信制)及び中等教育学校数は77校
 ※10 R3(2021)年度からR7(2025)年度までの間に実施した学校数の累計
 ※11 受講年度及び翌年度における就職、スキルアップによる正規雇用や昇給等の実績

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 栃木県宇都宮市壺田1-1-20
 TEL 028-623-3074 FAX 028-623-3150
 ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)

概要版

男女共同参画社会の実現 ~男女が共に輝く“とちぎ”づくり~

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、全ての人が自分らしい生き方を選択でき、心豊かに暮らすことができる社会であり、私たちが目指すべき社会です。男女共同参画の視点は、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえで必要不可欠となっています。

県では、これまで、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきましたが、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を背景とした課題や、また、依然として配偶者やパートナーからの暴力(DV)による被害が後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

このため、「栃木県男女共同参画推進条例」(平成14年12月27日栃木県条例第58号)の基本理念にのっとり、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を策定するものです。

【栃木県男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会の動向を踏まえた取組

2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県の男女共同参画行政施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。
- (4) 本計画に基づく各種取組により、SDGs(持続可能な開発目標)のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとして、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献するものです。



3 計画期間

令和3(2021)年度~令和7(2025)年度

【基本目標】男女共同参画社会の実現 ～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～

【計画の視点1】男女共同参画推進に向けた意識変革

これまで、男女共同参画を推進するため、法律や各種制度等が整備されてきましたが、男女共同参画社会が実現されるまでには至っていません。その原因の一つとして、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。男女ともに意識を変革し、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し共同で責任を担うことで、女性のみならず、男性の暮らし方や生き方の選択肢も広がり、より豊かで活気あふれたものとなります。

男女共同参画社会の実現のためには、性別による違いを画一的に捉えるのではなく、人は皆平等であり、個人として尊重されなければならないという基本的な理念を深く理解することが最も重要です。

【計画の視点2】男女がともにあらゆる分野の活動に参加する機会の確保

本県では、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。また、感染症の発生や頻発する自然災害への備え、急速に進展する科学技術の進歩にも迅速に対応していく必要があります。このような中で、男女が等しく政治・経済、地域社会、教育・学術研究などあらゆる分野の政策・方針決定過程やその実現のための取組に参画し、多様な視点が確保されることで、迅速かつきめ細かに社会情勢の変化に対応することができ、全ての人が暮らしやすい持続可能な社会づくりにつながります。

また、人生100年時代が目前となる中で、あらゆる分野の活動に参画する機会があるということは、個人が性別や年齢にとらわれることなくライフステージに応じて自らの意思で多様な生き方を選択し、能力を十分に発揮しながら豊かな人生を送ることにつながります。

【計画の視点3】性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援

誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会があってこそ、人は能力を発揮することができます。性犯罪・性暴力、DV、セクシュアルハラスメントなどの暴力、売買春などの性の商品化は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害です。暴力によって心身に大きな苦しみを受けるだけでなく、長年にわたって深い傷跡を残すことがあり、その根絶は喫緊の課題です。性的指向・性自認を含め、男女の性の尊重に関する正しい理解を促進し、社会全体であらゆる暴力を許さないという気運を高めることが重要です。

また、女性は男性よりも経済的に不安定な立場に置かれることが多いため、貧困などの生活上の困難に陥りやすく、さらには身体的・精神的な困難を複合的に抱えていても顕在化しにくい場合があります。個々に抱える課題に対して、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

【施策の方向1】男女共同参画の理解促進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを早急に解消し、男女共同参画社会の理念が県民に深く浸透するよう、あらゆる機会を活用して意識啓発を行います。

- (1) 男女共同参画社会への理解促進

【施策の方向2】ワーク・ライフ・バランスの推進

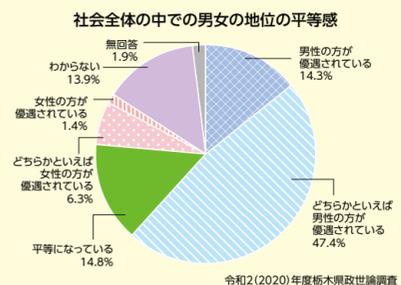
全ての人が、多様な働き方・生き方を選択できるよう労働時間の短縮や、働きやすい環境の整備に取り組みます。

- (1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備
- (2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実
- (3) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進
- (4) 経営者や管理職の意識向上のための取組の充実

【施策の方向3】教育・学習の充実

男女共同参画について、あらゆる世代が学べるよう、家庭教育や学校教育等学習機会の充実を図ります。

- (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
- (2) 性の尊重や男女平等を推進する学校教育の充実
- (3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実



施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

【施策の方向1】地域・社会における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程において女性の視点が反映され、多様な視点からの課題解決が図られるよう、審議会等委員や自治会、防災対策等における男女共同参画を推進します。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性のチャレンジへの支援
- (3) 地域活動における男女共同参画の推進
- (4) 防災分野における男女共同参画の推進

【施策の方向2】働く場における女性の活躍推進

女性が能力を発揮して働くことができ、多様で柔軟な働き方が可能となるよう、就労環境の整備等に取り組みます。

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進
- (2) 管理職への女性登用の推進
- (3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進
- (4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進
- (5) 理工系分野における女性の活躍促進

【施策の方向3】人生100年時代を支える健康や生きがいがづくりの推進

男女の性差と各人に応じた健康増進への支援と、それぞれのライフステージに応じて希望する働き方、学び方、生き方を実現するための学習機会を提供します。

- (1) ライフステージに応じた健康の維持・増進への支援
- (2) 生涯を通じた学びや生きがいがづくりへの支援

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

【施策の方向1】女性等に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は男女共同参画社会を実現する上で深刻な阻害要因となっていることから、その根絶を図るとともに、被害者支援対策を推進します。

- (1) DV被害者等支援対策の推進
- (2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進
- (3) 若年層を対象とした性暴力等被害防止への取組強化

【施策の方向2】困難を抱える女性等への支援

貧困等、様々な困難な状況に置かれている女性等への支援を行います。

- (1) 貧困に直面する女性等に対する支援
- (2) 様々な困難を抱える女性等への支援

【パープルリボン】

女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。子どもや女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとするを目的としたパープルリボン運動が、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で始められたといわれています。



推進体制

県の推進体制の充実

市町との連携

とちぎ男女共同参画センター(愛称:パルティ)を核とした男女共同参画の推進

県民・事業者・民間団体との連携

調査研究、情報の収集及び提供